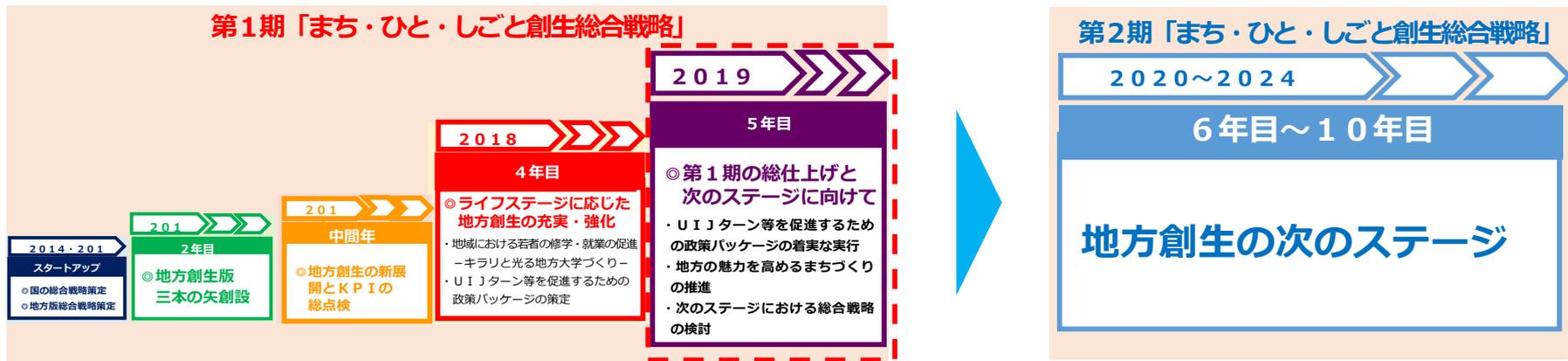


スタジアム・アリーナ改革に係る 取組等について

令和元年 1 1 月 2 1 日

内閣府地方創生推進事務局

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて



第2期「総合戦略」策定に関する有識者会議(増田寛也座長)において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

- ①第2期(2020年度～2024年度)の基本的な考え方
- ②第2期の初年度(2020年度)に取り組む主な事項

◎スケジュール

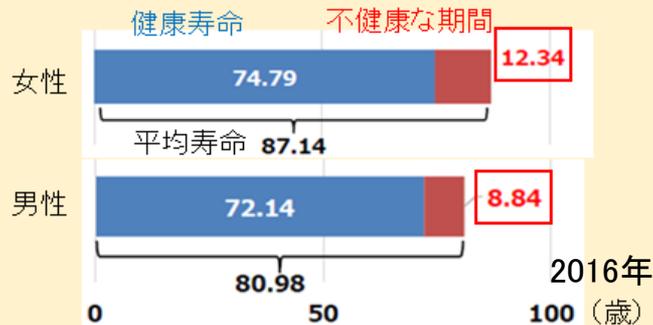
- 6月20日:基本方針2019策定
- 12月下旬:第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」概要(スポーツ・健康まちづくりの推進)

- ラグビーワールドカップ(2019年)、東京オリンピック・パラリンピック(2020年)を契機として、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を推進・発展。

- 健康寿命の延伸が課題であるなか、適度な運動による健康づくりが重要。



佐久びんころウォーク(長野県佐久市)

●スポーツツーリズム、スポーツを通じた交流を促進

- ・ プロスポーツチームを地域のイノベーション創出の核に
- ・ 「アウトドアツーリズム」や「武道ツーリズム」を強力に推進

<目標(2021年度)>

- ・ スポーツ目的の訪日外国人:250万人(2017年度:187万人)
- ・ スポーツツーリズム消費額:3,800億円(2017年度:2,702億円)

●地域のスポーツ資源を最大限活用

- ・ 各地域のスポーツ資源(施設・指導者等)をオープンデータ化
- ・ 民間事業者も巻き込んだ新たなビジネスの創出

●スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツ分野と医療・介護・福祉分野の連携
- ・ 「歩く」まちづくりの更なる推進、ブランディング化

関係省庁が連携して推進

スポーツ・健康まちづくり

国土交通省

厚生労働省

総務省

内閣官房

スポーツ庁

観光庁

経済産業省

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（抜粋）

令和元年 6 月 21 日閣議決定

Ⅲ. 各分野の当面の主要な取組

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（4）スポーツ・健康まちづくりの推進 (p. 15)

本年秋にはラグビーワールドカップ、第2期がスタートする 2020 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、スポーツへの関心が高まるとともに、海外から訪れる多くの方が日本各地に足を運ぶことが期待される。この絶好の機会を逃すことなく、地域の更なる活性化に取り組む必要がある。

また、地域でのスポーツツーリズムの開発や集客力を有するスタジアム・アリーナなどの施設、情報発信力、ひとや企業をつなげるハブ機能を有するプロスポーツチーム等の有効利用による地域経済活性化のほか、スポーツを通じて健康増進を図ることも重要である。

2020 年を契機に「スポーツ・健康まちづくり」を更に推進するため、関係省庁が連携する新たな枠組を設けることにより、これまで進められてきた取組を発展させるとともに、必要な環境整備に向けて、具体的な目標の設定等を検討する。

V. 各分野の施策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（9）スポーツ・健康まちづくり (p. 54～55)

<概要>

地域には豊富なスポーツ資源が存在しており、それらの活用やその潜在的な価値の掘り起こしなどによるまちづくりの取組を推進することが求められる。また、スポーツ・身体活動を通じた健康増進を図る取組や、「健康長寿」をブランディングにつなげる取組も進められている。特に 2020 年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機とし、「スポーツ・健康まちづくり」を一層加速させることが重要である。

このため、関係省庁が連携する新たな枠組を設けることにより、これまで進められてきたスポーツ関係の取組や、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を発展させるとともに、そのための具体的な目標設定も含めて検討し、必要な環境整備を図る。

【具体的取組】

◎スポーツ資源を活用した地域経済の活性化

- ・スポーツによる地域活性化の推進主体である「地域スポーツコミッション」等が行う、海・山・川などの地域資源を活かしたスポーツツーリズムの開発、イベントの開催、大会・合宿の誘致などの活動の一層の促進を図る。
- ・特に、日本の強みが活用でき、訪日外国人も含めた旅行者のニーズが高い「アウトドアスポーツ」や「武道」について、その潜在力が十分に活かされるよう、優良事例の深掘り及び横展開を図るとともに、コンテンツの開発・受入体制の整備などへの支援を実施する。

- ・これまでコストセンターとして捉えられていたスポーツ施設に対する固定観念・前例主義等のマインドチェンジを図り、スタジアム・アリーナなどの体育・スポーツ施設を地域資源と捉え、まちづくりや地域経済活性化の核とする取組を推進する。

- ・各地域が保有する豊富なスポーツ資源のデータ（施設、指導者、イベント情報）を ICT 等の活用によりオープンデータ化するとともに、利用者がデータ活用しやすい環境の整備について検討し、利用者の利便性、経営効率の向上、さらにはシェアリングエコノミーなどの新たなビジネス創出を推進する。
- ・情報発信力や、ひとや企業をつなげるハブ機能を有するプロスポーツチーム等を地域のイノベーション創出の核とする地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築を推進する。
- ・IoT や電子決済により取得可能なデータ、AI 等の活用により、スポーツ資源の有効活用が地域にもたらす経済的・社会的効果の見える化、エビデンスに基づく効果的・効率的な取組を推進する。
- ・豊富なスポーツ資源（学生アスリート、研究者、指導者などの人材や施設等）を持つ大学において、大学スポーツを通じた地域貢献等の先進的モデル形成に取り組む大学に対する支援を引き続き実施する。また、スポーツ分野においても、地方大学を核とした地域全体の活性化を推進する。
- ・民間企業におけるビジネス・スキルをスポーツ団体で活かしたいと考える経営人材や専門人材について、副業・兼業を含めた地域のスポーツ団体での採用・定着を支援するとともに、スポーツ団体の経営戦略を担うことが期待されるスポーツ経営人材の育成環境の整備を支援する。

◎スポーツを通じた健康増進の推進

- ・障害の有無に関わらず身近な場所で気軽にスポーツができる環境を整備するため、公園、広場などの公共空間を活用した遊びを通じた健康づくりのための環境整備などの実証実験の支援、効果検証や取組の普及を行うとともに、学校体育施設の有効活用に係る地方公共団体向けの手引きの策定等に取り組む。
- ・地方公共団体が効率的・効果的にスポーツを通じた健康増進の取組を実施するための関係機関との連携・協働体制の整備を支援する。
- ・地方公共団体における優良事例の効果的な横展開を図る仕組みを構築する。

スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合の開催について

1. 目的

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)では、「地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期の総合戦略策定の準備を開始する」とされている。次期の総合戦略の策定に向けて、スポーツ・健康まちづくりを幅広い観点から検討するため、スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合を開催する。

2. 構成員

○議長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

○副議長 スポーツ庁スポーツ総括官

○関係省庁

・内閣官房(東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局、
情報通信技術(IT)総合戦略室、健康・医療戦略室)

・総務省

・国土交通省

・観光庁

・経済産業省

・厚生労働省

・スポーツ庁

○オブザーバー

本橋麻里 まち・ひと・しごと創生会議委員

スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合の開催実績

第1回:2019年6月10日(月)

- 関係省庁施策説明

第2回:2019年7月16日(火)

- Jリーグ社会連携の挑戦について／公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事 米田 恵美
- 女性アスリート支援プログラムについて
／国立スポーツ科学センター Mama Athletes Network リーダー 三星 マナミ(他2名)

第3回:2019年8月30日(金)

- スポーツによる地方創生の方向性ー人生100年時代を生きがいをもって暮らせる社会へー
／筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授 久野 譜也
- 舟橋型パークマネジメント／富山県舟橋村 生活環境課 課長 吉田 昭博
- スポーツ振興による地域づくり／NPO法人出雲スポーツ振興21 専務理事 白枝 淳一

第4回:2019年10月28日(月)

- アーバンスポーツについて／一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会 会長 渡辺 守成
- 地域の価値を高める施設運営
／株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーコンシューマチームマネージャー 春日 洋平
- 自治体の施設のオープン化とスポーツ指導者の課題
／Now Do株式会社 取締役副社長 鈴木 良介

※資料は下記のURLからご確認いただけます。

まち・ひと・しごと創生本部事務局HP<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an34>

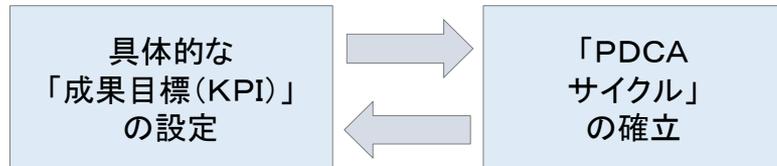
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和2年度概算要求額 **1,200億円**【うち優先課題推進枠300億円】
（元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開を図る取組

○官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例) しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、子供の農山漁村体験、商店街活性化 等

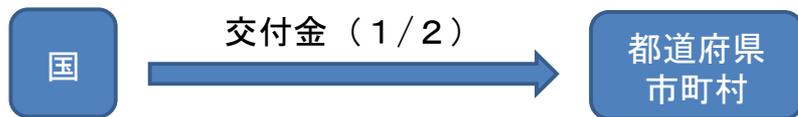
※「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の最終取りまとめ(R1.5.23公表)を踏まえ、現行の枠組を基本としつつ、運用を改善するとともに、Society5.0の実現に向けた全国的なモデルとなる事業について自立性要件等に係る特例を検討

② わくわく地方生活実現政策パッケージを踏まえた、移住・起業・就業に係る経済負担の軽減

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の推進に寄与することを通じて、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行します。

2020年春開業予定の多目的アリーナを核とした新たな氷都・八戸のまちづくり

- ◆ スポーツを核とした稼げるまちづくりを目指し、スポーツコミッションを設立のうえ、国際大会・合宿の誘致や地元プロスポーツ選手との交流イベント、スポーツ人材育成等を実施。
- ◆ こうした活動と連携し、民間事業者により建設予定のアリーナの一部設備の導入も支援。

通常はアイスリンクとして使用されるが、**移動式断熱フロアの設置(日本初)により、短時間でバスケットボールコートやコンサート、コンベンション会場への切り替えが可能**

プロジェクションマッピングを活用したパブリックビューイング等を実施

3×3バスケットボールの路上イベント、朝市や屋台の出店

フラットアリーナ外観イメージ図

収容人数：
アイスホッケー利用時 3500人程度収容
バスケットボール利用時 5000人程度収容

氷都・八戸について

- ✓ アイスホッケー人口は約2,000人(全国の約1割)
- ✓ 市内のアイスホッケーチームは約90チーム
- ✓ 多くのプロスポーツチームが八戸市を拠点に活動
 - ・東北フリーブレイズ(プロアイスホッケー)
 - ・ヴァンラーレ八戸FC(プロサッカー)
 - ・青森ワッツ(プロバスケットボール)

休日は歩行者天国となり、スポーツ&フードをテーマとしたイベント等を開催

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

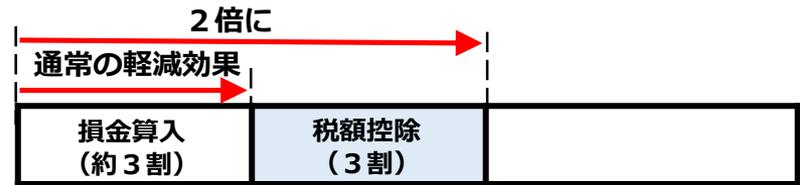
志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から令和元年度までの特例措置）

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

制度のポイント

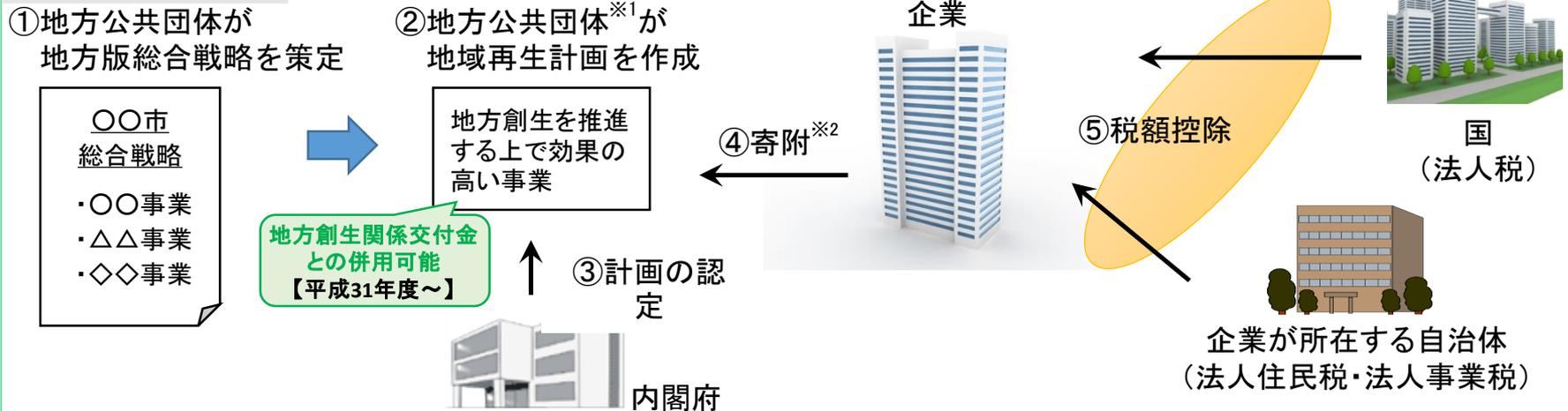
- 企業が寄附しやすいように
 - ・ **税負担軽減のインセンティブを2倍に**
 - ・ **寄附額の下限は10万円**と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- 寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減



地方公共団体が設置した**基金の積立**てに寄附金を充てることにより、**複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能**【平成31年度～】

制度活用の流れ



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（令和元年度第3回認定後） 676事業 総事業費1,344億円 40道府県388市町村
年3回（平成30年度は、7月、11月、3月）認定

スタジアムリニューアルによる魅力向上

- ◆ 建築から20年が経過したスタジアムをリニューアルすることで、まちのシンボルとしての輝きを取り戻す
- ◆ ミュージアム機能を新設するなど、スタジアムに新たな魅力を付加する
- ◆ Jリーグ・サガン鳥栖のオフィシャルスポンサーであった株式会社Cygamesが事業費の全額を寄附

スタジアムリニューアル



スタジアムの支柱や外壁にも工夫

- ・チームカラー(サガンブルー・サガンピンク)を多用
- ・市内の遺跡から出土した銅剣がモチーフ



まちのシンボルにふさわしい外観

地域全体でサガン鳥栖を支援

- サガン鳥栖ラッピングバスの市内路線運行
- 市庁舎窓口でのユニフォーム着用



サガン鳥栖ラッピングバス



市総合案内窓口

現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。

要望の必要性

- 企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの（寄附額：㉔7.5億円、㉕23.6億円、㉖34.8億円）、本税制を活用している地方公共団体数は428団体（24.5%）にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）の策定に向けた基本的考え方を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。
- 地方創生の更なる充実・強化に向け、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期限の延長と税制優遇措置の拡充等を実施することが必要である。

要望内容

1. 税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長すること。
※ 制度創設（平成28年度税制改正）時と同様に、次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）と合わせる。
2. 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。
3. 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。（認定手続の簡素化）
4. 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。
5. 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。

例）100万円寄附すると、法人関係税において
最大約90万円の税が軽減

